

○ 最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一 第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。） 第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第百十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。） 第二条の規定に基づき同条に規定する連結レバレッジ比率を算出する場合にあっては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。</p>	<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七條の二十一 第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。） 第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。</p>

「一・二 略」

三 連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下この号及び次条において同じ。）を指標とする区分

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント未満である場合	

「一・二 同上」
「号を加える。」

	レバレッジ第二区分
	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合
<p>次に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>イ 最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>ロ 最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>ハ 子法人等（対象特別金融商品取引業者を除く。）の株式又は持分の処分</p>	

分 レバレッ ジ第四区		
連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	
三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令	最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令	ニ その他金融庁長官が必要と認める措置

2 前項第一号、第二号及び第三号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

〔3～6 略〕

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率

又は連結レバレッジ比率が、従前に該当していた前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率以下の同表の区分（それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第四区分又はレバレッジ第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又

2 前項第一号及び第二号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

〔3～6 同上〕

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が

、従前に該当していた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
<p>3 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第四区分以外の区分又はレバレッジ第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分又はレバレッジ第四区分に定める命令を含むものとする。</p>	<p>最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。</p> <p>一 有価証券 連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>【二・三 略】</p>
<p>一 有価証券 連結自己資本規制比率若しくは連結レバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>【二・三 略】</p>	<p>一 有価証券 連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>【二・三 同上】</p>